

米子市人権施策基本方針

(案)

米子市人権施策推進プラン

(案)

米 子 市

1 基本方針の必要性

米子市では、昭和 63（1988）年に旧米子市において、平成 2（1990）年に旧淀江町において、それぞれ「人権尊重都市宣言」を行い、平成 6（1994）年にはそれぞれが「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。そして、人権尊重都市の実現に向け必要な施策を積極的に推進し、行政すべての分野において市民や町民の人権意識の高揚を図ってきました。また、旧米子市では平成 8（1996）年に「米子市人権施策推進指針」を策定し、人権問題の解決は市政の重要課題として人権尊重の視点で行政を推進してきました。このような取り組みによって、市民の意識が向上するなど一定の成果が出ています。

しかし、同和問題や外国人、障がい者、女性、子ども、高齢者、病気にかかっている人の人権に関する問題など、解決すべき課題は今なお多く残されています。さらに、情報化に伴う個人情報の流出やインターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も生じています。

本市が平成 15（2003）年 2 月に実施した「米子市人権・同和問題市民意識調査」では、自分の人権が侵害されていることに気づかず、まして他人の人権を侵害していることに気づかない人が多いことが明らかになりました。これは、これまでの人権教育、人権啓発によって得た知識が意識形成や具体的な行動に直結しておらず、現実の人権侵害や差別の現状を自己の課題として捉えていないことが要因として挙げられます。

また昨今、多様化するニーズやライフスタイルの変化によって、家庭や地域社会をはじめとする様々な人間的な関係が希薄になりつつあります。そのため、社会的な関係や関心が、個人が自立し相互の連携が生まれるという方向ではなく、各自が孤立し、その結果、生きていくための課題が共有できないといった方向に変化してきています。

つまり、自らの正当な権利を主張すると同時に他人の権利を侵害しない社会をどうつくればよいのか、新しい社会のありかたやルールをどうつくればよいのかという問題が生じているのです。

本市では日本国憲法に掲げられている基本的人権を保障し、市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくことが行政の大きな目的の一つであると捉えています。こうした社会の実現に向け、施策をどう展開していくのかという基本的な方向を示すため、米子市人権施策基本方針を策定します。

2 人権重視の施策の推進

人権とは

国が定める「人権教育・人権啓発に関する基本計画」では、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

これは、人権とは個人として尊重されると同時に他の人も自分と同じように尊重し、誰からも支配や抑圧を受けず、自分の意志で自由に生きることができる権利であることを示しています。言い換えれば、誰もが他の人から傷つけられたりすることなく幸せに生きていくことのできる社会、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会を実現するための権利だといえます。

人権の捉え方

人権を理解しようとするとき、人権が保障されていない状態、すなわち差別とは何かを考えると分かりやすくなります。

昭和40(1965)年の「内閣同和对策審議会答申」では、「同和問題は自由と平等に関する基本的人権の問題である。」とし、さらに「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘しています。

この指摘は、差別とは市民的権利と自由の未保障の問題であるとしていますが、このことは部落差別以外の差別問題に対しても共通の課題といえます。

市民的権利と自由については、国際人権規約において、教育権、労働権、社会保障・文化生活に参加する権利などいわゆる社会権を示す規約と、生命・自由・身体の安全などの自由権を示す規約に分けて表記されています。

こうした様々な権利を保障していくことが行政の大きな目的の一つであるといえます。

人権と行政との関わり

市民的権利と自由の保障とは、住む家があり、家族や隣人や友人に恵まれ、仕事があり、教育を受け、自由に希望の場所へ移動でき、いろいろな人と交流し、病気になれば必要な手当てを受けられるといったことが一人一人に必ず保障されていることです。その実現のためには、公営住宅・上下水道・道路・教育・医療・福祉・消防など様々な社会基盤や諸制度が整備されていなければなりません。そしてこれらは行政の基本的業務として日常的に行われてきたものばかりです。したがって、行政すべての業務が人権と密接につながっています。

こうした意味において、市民の日常生活全般に直接関わる市政では、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つと同時に、職員一人一人が人権行政の担い手として自覚を持つことが重要です。

人権問題への取り組み

米子市では、人権問題を同和問題・外国人・障がい者・女性・子ども・高齢者・病気にかかっている人の7分野に分け、積極的に課題解決に向け取り組んできました。しかし、その他にもアイヌの人々や、刑を終えて出所した人などに対する偏見や差別の問題をはじめ、近年では、情報化に伴う個人情報の流出やインターネットによる人権侵害などの問題も生じています。

とりわけ、個人情報については、本人の意思とは無関係に大量に収集、利用され、流出するという状況があります。したがって、市民一人一人が個人情報の重要性を認識し、個人のプライバシーについて正しい理解を深めることが大切になっています。

本市では従来から取り組んでいる人権問題はもとより、今後社会情勢の変化により新たに起こりうる人権問題に対しても、それぞれの問題の性質や状況に応じて、人権重視の施策を推進します。

3 基本方針と推進プランについて

基本方針と推進プラン

これまで米子市では、平成 8（1996）年に人権に関する本市の役割と責任を明らかにして、人権尊重の視点で行政を推進し人権尊重の気風を地域社会に定着させていくことを目的に、米子市人権施策推進指針を策定し、行政施策を推進するにあたっての留意すべき事項を整理して、具体的な推進方策を明らかにしてきました。

新たに作成する米子市人権施策基本方針及び米子市人権施策推進プランは、本市の人権施策の方向性をより具体的にし、これまでの指針を継承、発展する形で再編成しました。

基本方針は、米子市の人権施策の方向性や重要性を示すものです。また、推進プランは基本方針を具現化するための道筋、取り組みの方向性を示すものです。

また、推進プランの期間は、平成 18（2006）年度から平成 22（2010）年度までの 5 年間とし、市民意識調査などにより実態を把握しながら、必要に応じた見直しを行います。

今後は、この基本方針及び推進プランに沿って本市の人権施策を総合的・計画的に推進していくために、それぞれの分野を包括的な視点で進行管理をしていきます。

米子市人権施策推進会議

米子市では庁内組織として、市民の基本的な人権が尊重され、だれもが幸福に生きる社会の実現をめざす施策の円滑かつ適正な推進を図るため、米子市人権施策推進会議を設置しています。この会議は市長を会長として、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び各部局長で構成されており、各部局の緊密な連携を図りながら、全庁的に人権施策の推進に取り組んでいます。

米子市人権施策基本方針及び米子市人権施策推進プランについては、この会議において策定するとともに、毎年度取り組み状況を点検し、適切な進行管理を行います。

米子市人権施策基本方針

人権が尊重されるまちづくり

安心して暮らせるまちづくり

個性が発揮できるまちづくり

人権が尊重されるまちづくり

人権が尊重されるまちとは、すべての人が個人として尊重され、市民的権利と自由が保障されている社会のことです。

人権について正しい理解や実践する態度が市民に十分に定着していない状況では、ともすれば自分の権利を主張して他人の権利には配慮しなくてもよいと取り違えられてしまいます。

しかし、自分の権利が尊重されるためには、お互いに尊重し支え合う社会が基盤となっていなければなりません。

こうしたまちの実現には、市民一人一人が人権を自分の問題として考え、学び、行動することが大きな力となります。そのためには、お互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心を育むことが大切です。

安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちとは、市民的権利と自由が保障されていることはもちろん、誰からも危害を受けることのない安全が保障され、帰属意識が持てるコミュニティがあり、自分の存在を確認し自信を持って生活できる社会のことです。こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまちづくり」が前提となります。また、いつでも誰でも相談や適切な支援を受けることができる環境が整備されていることも安心感につながります。

近年、これまで家族や地域住民の共同作業で支えられていた家事や育児などへの産業の参入や、生活が高度に機械化され、近隣と人間関係を結ばなくても生活に支障をきたさないような環境が生まれています。そのため、社会や集団の中での帰属意識や人間関係のあり方が変化しています。しかし、家庭、地域、職場、趣味を同じくする集まりなど様々なコミュニティとの関わりの中で、人々は帰属意識が満たされ、自分は社会にとってかけがえのない存在であるといった自信

を得ることができます。そしてこうした安心感や自信は、人権を自分の問題として考え、学び、行動する力を生み出すとともに、他人の人権に配慮することにもつながります。

個性が発揮できるまちづくり

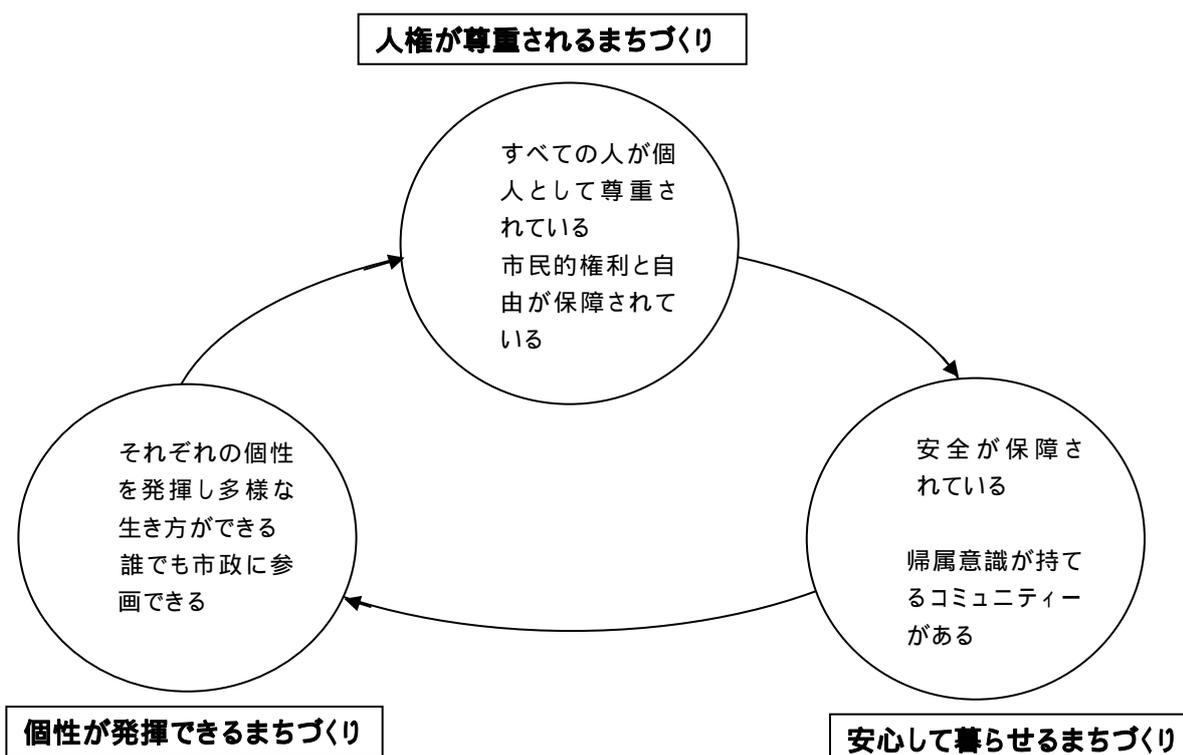
個性が発揮できるまちとは、自分の意志や希望を持ち、人々と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合える社会です。また、市民一人一人が自分たちの課題を持ちより、行政の政策決定の場に加わるなど、誰でも市政に参画できる社会です。

こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまちづくり」や「安心して暮らせるまちづくり」が前提となります。

また、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが主体的に地域の中で他の人々と関わりながら、自分の個性が発揮できるよう条件が整備されているといった、いわゆるノーマライゼーションの考え方が市民に共有されていることも大切です。

こうした「個性が発揮できるまちづくり」が広がることにより、「人権が尊重されるまちづくり」の更なる充実を生み出します。

米子市人権施策基本方針のイメージ図



推 進 プ ラ ン

人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義しています。

米子市では、市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるように人権教育、人権啓発を推進していきます。そして、人権教育、人権啓発対象者の家庭・学校・地域・職域などあらゆる場面を通じて、日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法にも工夫を凝らした人権教育、人権啓発活動を進めていきます。

また、人権尊重のまちをつかっていくためには、市民一人一人が人権について常に新しく、正しい情報を持っていることが不可欠です。本市では、人権に関する情報の収集・発信拠点として、米子市人権情報センターを設置し、関係図書やビデオの貸出し・広報紙の作成・市民向け研修講座の開設などを実施してきました。今後も市民のニーズにあった人権教育、人権啓発の内容や手法に関する情報提供などを充実させていきます。

市民参画の推進

人権が尊重されるまちづくりの主体は、地域で暮らす市民です。それぞれの市民が、自分たちの課題を持ち寄り、行政の政策決定の場に加わるような仕組みが求められています。

米子市では、平成16（2004）年2月に「米子市市民参画推進指針」を策定し、施策の企画、実施、点検などの段階に応じた市民参画を推進することとしています。今後も、こうした施策形成過程などへの市民参画の推進を図りながら、市民と行政が対等の立場で、お互いの役割分担を明確にし、協働するまちづくりの推進に努めます。

ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・身体・国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを認めあい、すべての人が利用しやすいように環境・建物・製品等をデザインすることです。もともと、物づくりの視点から生まれた考え方ですが、近年では、建物や製品のデザインのみにとどまることなく、社会の仕組みや制度づくりを含めて、地域社会全体にまで発展させていこうとする動きもあります。

つまり、ユニバーサルデザインを推進することは、すべての人が等しく社会の

一員として尊重され、多様な生き方を認め、個性が発揮できる社会を実現することにつながります。これは、ノーマライゼーションの理念にもかなうものです。

米子市では、このユニバーサルデザインの視点に立った施策を積極的に推進します。

相談支援体制の整備

近年、人権意識の高まりなどにより、人権問題に関する相談件数が増加しています。また、その内容も多様化、複雑化しており、相談支援体制の充実強化や相談窓口に関する情報の提供が求められています。

国の人権擁護審議会が平成 13 (2001) 年に出した「人権救済制度の在り方について (答申)」では、「相談は、適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する紛争の自主的解決を促進するなど、それ自体が有効な救済手法である。同時に、より本格的な救済手続への導入機能や、他の救済にかかわる制度等を利用すべきものについてはその紹介・取次ぎによる振り分け機能を併せ持っている。」とあり、人権救済における相談の重要性が述べられています。

米子市においては、行政相談や消費生活相談などのほかに、子ども・高齢者など分野ごとにそれぞれ所管する課において相談業務を行ってききましたが、人権という視点から市民の相談を受け止めて、必要な機関へ紹介・取り次ぎがスムーズにできる仕組みづくりが必要であると考えています。今後は、庁内での連携を深めることはもちろんのこと、国・県・市民団体などとの情報交換を密にし、関係機関との連携を充実することで、横断的な相談支援体制の整備に努めます。

行政職員の資質向上

市民的権利と自由を保障するために、行政は社会的基盤や諸制度を整備してきました。こうした意味において、行政すべての業務は人権と密接につながっています。市民の日常生活全般に直接関わる市政では、あらゆる施策に人権を尊重するという視点を持つと同時に、職員一人一人が人権行政の担い手として自覚を持つことが重要です。

また行政職員は、地域社会の一員として人権教育、人権啓発の推進に積極的な役割を担うことも必要です。

米子市では、これまで米子市職員人権問題研修基本方針及び同計画を策定し、職員研修の計画的かつ効果的な実施に努めてきました。今後も、職員の職務内容と職責に応じ、幅広い人権問題について計画的、体系的な研修を実施します。